

令和 9 年度児童福祉施設等整備方針

第 1 基本方針

令和 8 年 3 月に策定した「秋田市中・長期財政見通し」においては、持続可能な財政運営のため、新規財源の確保や国・県補助金等の特定財源を最大限活用することなどにより歳入確保に努めるほか、8 年度に向けて実施した事業見直しを 9 年度に向けても実施し、歳出の抑制を図るとともに、業務の効率化による経費圧縮などにより、収支の改善および財政調整基金の残高確保を図る必要があることとしていることから、児童福祉施設等整備についてもその必要性を精査し、今後の社会情勢等を見据えつつ、真に必要と認められる整備に限り実施することとしている。

これらの点を踏まえ、本市では、令和 9 年度の整備を次のとおりとする。

児童福祉施設等の整備については、「秋田市こども計画」に基づき、年間を通じた保育需要に対応し、安定した幼児教育・保育環境の提供を図るため、計画的な整備を行うこととしている。

令和 9 年度は、施設の老朽化により、児童の安全確保に係る改築や大規模修繕が必要な教育・保育施設 1 施設の改築等の整備を行うこととする。

第 2 対象施設の選定等

1 選定手続

協議のあった施設整備計画については、子ども育成課で書類審査を実施するとともに、ヒアリングおよび実地調査を行った後、秋田市児童福祉施設整備審査委員会において、計画の妥当性や「2 選定基準」との整合性等について審査のうえ選定する。

なお、書類審査の時点において選定基準等に合致しない場合又は同計画が国の施設整備交付金等の対象とならなかった場合もしくは本市において施設整備に必要な財源の確保が困難となった場合は、協議の打切りや選定の取消しを行うこともあるため十分に留意すること。

2 選定基準

(1) 施設の整備について

ア 計画する施設については、建築基準法はもとより、施設の種別ごとに設けられている建物・設備の「最低基準」など、関係する諸法令・条例・通知等の基準を満たしていること。

イ 既存の施設における教育・保育活動の更なる安全性の確保を図る必要があるなど、客観的需要が認められること。なお、中長期的視点からも真に必要性が認められ、施設整備の目的、計画等が具体的であること。

ウ 「第 1 基本方針」に合致すること。

(2) 建設予定地について

- ア 自己所有地又は借地にかかわらず、登記事項証明書や寄附確約書、賃貸借契約書等の客観的資料により、建設予定地の確保が確実であること。
なお、借地の場合は、地上権又は賃借権の設定登記がされることが確実であること。
 - イ 抵当権などの所有権を制限する権利が設定されておらず、かつ、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、文化財保護法、都市計画法等の各種開発規制等に該当しないものであること。
 - ウ 交通の利便性や住宅地との距離等から、施設利用者に対するサービス提供にとどまらず、地域に開かれた子育て支援の拠点としても適切な立地条件であること。
 - エ 建設予定地の隣接地権者、町内会等地域住民に対する施設整備説明などの情報提供が行われ、同意書などにより施設建設が円滑に進められることが見込まれること。
- (3) 社会福祉法人・学校法人等の適格性について
- ア 社会福祉法人・学校法人等の役員構成、資金計画（借入金の償還能力等）等が適正であり、施設整備はもとより、中期的に健全で安定した法人運営が可能であること。
 - イ 自治体による指導監査又は公認会計士による財務監査等の結果が良好であり、指導監査等による指摘・指導事項に対しては、適切な対応により改善がなされていること。
 - ウ 過去5年間にわたり、所管となる行政庁から改善命令等の行政処分を受けていないこと。
- (4) 民間補助金との調整について
- 協議施設が民間補助金の申請と重複しないこと。

第3 コスト縮減対策について

秋田市工事検査室ホームページ内の「公共事業の費用の縮減について」に従い、トータルコスト縮減に努めること。

(<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/soshiki/1002622/1003631/1002509.html>)